

酒田市長交際費支出基準

第1 趣旨

この基準は、行政の円滑な執行を図るため、市長が市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準を定めるものとする。

第2 支出先

交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 市政の発展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 前3号以外のもので、市長が特に必要と認めたもの

第3 支出区分及び支出基本額

- (1) 交際費の支出区分及び支出基本額は、次のとおりとする。

ア 見舞金

病気、災害、事故等の見舞い 実費

イ 生花

慶弔、各種大会等における生花 実費

ウ 会費・御祝

各種大会、式典、懇親会等の会費・御祝等 会費相当額

エ 交際物品費

記念品、土産等 実費

- (2) 上記の支出に際し特段の事情がある場合又は上記支出区分以外に支出する必要がある場合は、社会通念等に照らした額を支出する。

第4 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。